

CORPORATE GOVERNANCE

コーポレート・ガバナンス

1990年代初めのバブル崩壊以降、日本経済は長期にわたる不況に直面してきました。この“失われた10年”の間に戦後の日本経済の高度成長を支えてきた様々な社会的、経済的な枠組みが大きく変わってきました。その中で従来型の日本的経営システムの見直しが積極的に行われてきました。特に企業の経営組織を巡るコーポレート・ガバナンスの見直しは、各企業にとって急務になってきています。従来型の日本的経営組織では21世紀に直面する経営上の諸問題に十分対処できないのではないか、国際的な競争力を維持できないのではないかという考え方が一般的になってきています。既に幾つかの企業では、アメリカ型のコーポレート・ガバナンスを導入しています。当社でも、新しい環境に即した、より効率的な企業組織と独自のコーポレート・ガバナンスの確立を目指して努力しております。

当社では、現在、14名の取締役で構成される「取締役会」に加え、「経営会議」が設置されています。「経営会議」は社長、専務、常務の役付きの取締役3名で構成されており、当社の実質的な最高意思決定機関としての役割を果たしています。社長はCEO（最高経営責任者）を兼務しております。「経営会議」のメンバーは、他の取締役とは異なり、業務担当を兼業していません。「経営会議」を設置することで、“経営監督機能”と“業務執行機能”の分離が行われています。そのことによって、迅速な意思決定が行われると同時に、経営に対する責任体制の明確化が図られています。「経営会議」では必要に応じて業務担当役員等を招集し必要な情報を収集するとともに弁護士、公認会計士等の第三者から客観的な意見の聴取が行われます。「経営会議」は適宜開催され、そこで決定された方針は「取締役会」の決議を経て、正式に決定されます。「経営会議」と「取締役会」が有機的に機能することで、迅速な意思決定が行えるのです。

最近では、経営機能のチェックや透明性を高めるために欧米流の「社外取締役制度」を導入する企業も増えております。ただ当社では経営の意思決定を行うに際して当社の業務内容に関する専門的な知識が重要であるとの考えから、当面は「社外取締役制度」の導入には慎重な考えを持っております。当社では「監査役会」による監査機能の強化に努めております。現在、「監査役会」は常勤監査役2名と非常勤監査役2名の4名で構成され、決算等の処理が適切に実施されているかどうかに関する監査業務を行っております。また、社内における業務手続が遵守されているかどうかをチェックする組織として「内部監査室」を設置し、専従のスタッフ2名を配属しています。

当社では、「委員会等設置会社」への移行について検討を行っておりますが、当面は、従来の経営機構や制度の改革を進めてまいります。また、「執行役員制度」の導入についても前向きに検討を行っておりますが、現行の商法の元では執行役員の身分の法的な問題が十分にクリアされておらず、それが執行役員制度の導入の前提であると考えております。ただ、将来、法的な制度の整備が進めば、同制度の導入の可能性も出てくるものと思われま

当社ではIR活動を通して経営のアカウンタビリティを高め、タイムリーな情報公開を行っております。社長室IRグループが、その業務を担当しております。同グループでは、株価や投資判断に影響を及ぼす可能性のある情報について制度的に義務付けられている範囲に留まらず、自発的かつすみやかに情報を開示する努力をしております。

昨今、企業にとってコンプライアンス（法令遵守）の重要性が高まってきており、企業の存亡に影響を及ぼすまでになっています。当社もこうした状況に対応して、コンプライアンス体制の確立と強化に努めてまいりました。当社の場合、産業部品の輸出を行っており輸出に関連して輸出禁止品や輸出禁止国を定めた「貿易管理令」を遵守することが極めて重要となっています。輸出に関連するコンプライアンスのチェックを行う組織として「貿易管理室」を置き、法令遵守と十分なリスク管理を行っております。

また、近年、配当性向を重視する傾向が強まっていますが、当社のように景気変動に伴って業績が大きく変動する業態の場合、業績に応じた利益配分も重要と考えておりますが、安定的な配当の継続も、株主に報いる配当政策であると信じております。そして、内部留保は設備投資等に充当し、当社のマーケット・シェアを維持し、常に業界をリードする地位を確保することが、長期的に当社の企業価値を最大限に高めることになるものと考えております。